

令和3年11月25日

医療法人誠和会 倉敷記念病院

倉敷記念病院の全面建替えに伴う病床削減・機能転換

1. 計画概要

倉敷記念病院は現建物の老朽化や耐震強度の問題を解決するため、全面建替えを計画しています。それに伴い、第8次岡山県保健医療計画を踏まえ、病床数や病床機能の見直しを行います。病床数は現在の194床から148床にダウンサイジングし、さらに県南西部で不足している回復期機能へ機能転換を行うことで、地域における医療ニーズに今後も応えていきたいと考えています。

なお、全面建替えの着工はR4年度、新病院の稼働はR6年度を予定しています。

また、今回の病床削減・機能転換については岡山県地域医療介護総合確保基金の活用を考えています。

2. 病床構成

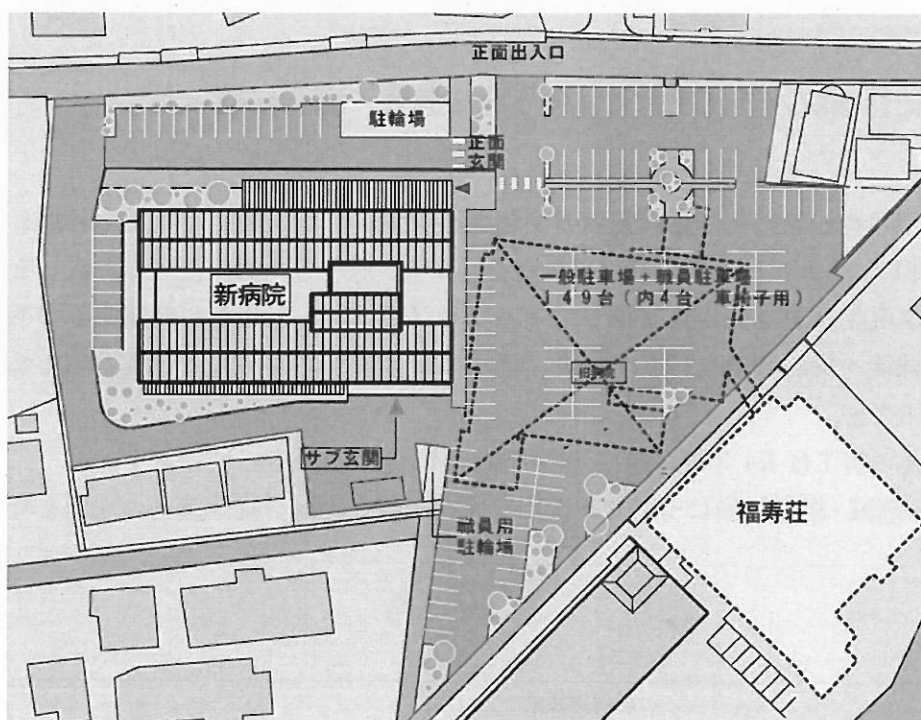
現病床構成				
病棟	病床区分	算定	病床機能	病床数
一般病棟	一般	急性期一般入院料4	急性期	50
療養病棟	療養	療養病棟入院料1	慢性期	27
		地域包括ケア入院医療管理料1	回復期	19
回復期リハビリテーション病棟	療養	回復期リハビリテーション病棟入院料1	回復期	50
特殊疾患病棟	一般	特殊疾患病棟入院料1	慢性期	48
合計				194



全面建替え後の病床構成				
病棟	病床区分	算定	病床機能	病床数
一般病棟	一般	急性期一般入院料4	急性期	35
		地域包括ケア入院医療管理料3	回復期	15
地域包括ケア病棟	一般	地域包括ケア病棟入院料1	回復期	48
回復期リハビリテーション病棟	療養	回復期リハビリテーション病棟入院料1	回復期	50
合計				148

3. 移転予定地

現病院の西側の土地（現在は病院駐車場）で計画しております。



岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業
 - (1) 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（別記1）
 - (2) 医療介護連携体制整備事業（別記2）
 - (3) 井笠地区医療機関と高度急性期病院との連携強化及び機能分化の支援事業（別記3）
 - (4) 周産期緊急搬送補助システム“iPicss”による妊産婦連携のICT拡大化事業
～消防関連の連携・災害時情報・COVID-19搬送連携の構築～（別記4）
 - (5) 地域医療連携推進事業（別記5）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - (1) かかりつけ医認定事業（別記6）
 - (2) 早期退院・地域定着のための連携強化事業（別記7）
 - (3) 訪問看護総合支援センター事業（別記8）
- 3 医療従事者の確保に関する事業
 - (1) 医院継承バンクの設置（別記9）
 - (2) 救急勤務医支援事業（別記10）
 - (3) 産科医等育成・確保支援事業（別記11）
 - (4) 新人看護職員研修事業（別記12）
 - (5) 看護師等養成所運営事業（別記13）
 - (6) 院内保育運営事業（別記14）
 - (7) 小児救急医療拠点病院運営事業（別記15）
 - (8) 小児救急医療支援事業（別記16）
 - (9) 岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業（別記17）

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

(別記1)

病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業

1 目的

県内に所在する医療機関が行う病床機能の分化・連携に資する施設又は設備の整備を支援することにより、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまで一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的とする。

2 実施主体

岡山県内に開設する病院及び有床診療所とする

3 事業内容

(1) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①から②のとおり、病床機能報告において、医療機関が二次保健医療圏で過剰な一般病床から回復期病床等不足する一般病床機能への転換に必要な新築、増改築及び改修に要するもの。ただし、回復期病床への転換の場合は、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有し、在宅復帰率6割以上(入院後180日以内))であること。また、同一開設者が開設する複数の医療機関が病床転換する場合は、病床数等を合算するものとする。

① 地域医療構想の達成に向け、二次保健医療圏で不足する病床機能への転換を伴うもの

② 地域医療構想の達成に向け、二次保健医療圏で不足する病床機能への転換を伴い、病床削減を行うもの

(2) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①のとおり、医療機関が一般病床を他の用途(機能転換以外)へ変更するために必要な改修に要するもの

① 地域医療構想の達成に向け、他の用途(機能転換以外)へ変更を伴い、病床削減を行うもの

(3) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①から③のとおり、医療機関が病床を削減することによる事業縮小の際に要する費用

① 不要となる建物(病床・病室等)及び医療機器の撤去に要するもの。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用についても、対象とする。

② 不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る1件あたり100万円以上の損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)。建物については、法人税法上「有姿除却」として認め

られる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。

③ 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（４）地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者の複数の医療機関が統合する場合において、①のとおり必要な医療施設等の新築、増改築及び改修に要するもの。また、②から④のとおり、医療機関が統合に合わせて病床を削減する場合に限り、事業縮小の際に要する費用も併せて対象とする。

① 地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するもの

② 不要となる建物（病床・病室等）及び医療機器の撤去に要するもの。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用についても、対象とする。

③ 不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る１件あたり１００万円以上の損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）。建物については、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。

④ 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

４ 交付の対象外費用

次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （１）土地の取得又は整地に要する費用
- （２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （３）既存建物の買収に要する費用
- （４）建物付属設備を除く設備取得に要する費用
- （５）その他事業の実施について適当と認められない費用

５ その他

- （１）転換整備後、病床機能報告については、転換後の機能とし、事業の完了の日の属する年度の終了後１０年間は当該機能を維持すること
- （２）地域医療構想調整会議での合意が得られない場合は、この補助金の対象とならない。